

i コンピテンシ デクショナリ活用システム(ダウンロード版) 利用規約

(2018.5.31. 改訂)

独立行政法人情報処理推進機構(以下、「IPA」という)は、i コンピテンシ デクショナリ活用システム(ダウンロード版)(以下、「本システム」という)の簡便な利用機会の提供が関連各方面の便益に資するとの観点から、本利用規約の下で本システムを提供します。本システムの利用は、下記の条項のすべてに同意の上、IPA 所定の利用申請手続き(*1)に従って IPA から利用許諾を受けた方(以下、「ユーザ」という)に限られます。

(*1) 利用申請手続きは iCD オフィシャルサイト(<https://icd.ipa.go.jp/>)を参照

本システムの利用を希望する方は、利用申請に先だって上記の観点から下記の各条項をお読みになり、これらすべてに同意する場合にのみ、「同意する」ボタンを押して IPA 所定の利用申請手続きを行ってください。いずれかの条項に同意しない場合は、本システムを利用しないでください。なお、ボタンを押さずに本システムを利用した場合は、上記「ユーザ」に該当する者として本規約に記載したすべての条項に同意したものとみなします。

記

1. [本システム等の利用許諾](1) 本規約でいう「本システム」は、本項の(2)および(3)が定める各ソフトウェアを含めて、専用ページでダウンロードできるプログラム本体(DB スキーマ作成スクリプト、WEB アプリケーションおよび関連ファイル)、マニュアル類(構築・運用ガイド、ユーザマニュアル)、およびマスタデータ(iCD データベース、研修・書籍・資格マスタ)(*2)のすべてを指します。

(*2) マスタデータは逐次更新されるため、本システムを初めてダウンロードしたときに諸々の技術的理由で最新版が同梱されていない場合があります。ユーザは、第 10 項の(2)に従い、必要に応じて最新版をダウンロードしてください。

- (2) 本システムは、Apache License 2.0¹、LGPL v3.0²、EPL1.0³、BSD license⁴、および MIT License⁵の各々が定める各々の利用許諾条件の下で配布されている各製作物を含みます。本システムの利用には、それらの利用許諾条件の遵守も必要です。ユーザは、本規約前文記載の観点に立って、それぞれの利用許諾条件の内容を自らご確認ください。
- (3) 本システムは、(2)で掲げる製作物のほかに、本システムのために特別にライセンスを受けている“101NEO ライブラリ”(以下、「特別ライセンスソフトウェア」という)を含みます。上記特別のライセンスが定める条件は以下のとおりです。本システムの利用には、この条件の遵守も必要です。

[101NEO ライブラリの特別ライセンス⁶]IPA から正当に許諾を受けた者による 101NEO ライブラリの利用に関しては、iCD データベースを搭載し、かつ「i コンピテンシ デクショナリ(以

¹Released under Apache License 2.0 <http://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0.txt>

²Released under LGPL V3.0 <http://www.webdav.org/neon/>

³Released under Eclipse Public License 1.0 <https://opensource.org/licenses/EPL-1.0>

⁴Released under BSD License <https://jdbc.postgresql.org/about/license.html>

⁵Released under MIT License <https://opensource.org/licenses/MIT>

⁶Copyright ©2004-2016 101 Co., Ltd. All Rights Reserved.

下、「iCD」という)を利用して組織や企業の人材育成活動や IT エンジニアなどのスキルアップ活動を支援すること」を用途とする場合に限り、改変・複製およびそれらの再配付を許諾する。

(4) 本システムの著作権は IPA に帰属します。

2. [対価等]ユーザは、IPA が本システムを提供している期間中、本規約が定めるところに従い、本システムを無料で利用できます。

3. [利用許諾の範囲および内容](1) IPA は、本規約が定める条件の下で、本システムの全部または一部について、次の各行為を行う権限をユーザに付与します。

(イ) 実行、複製すること。

(ロ) iCD データベースの効果的な利活用を目的とする場合に限り、その目的の実現に資する範囲内で本システムの内容を加除変更(他の言語への変換を含む)すること。

(ハ) 本項に基づいて付与される権限の範囲内で、かつ本規約が定める条件等の下で、当該権限の全部または一部と同一内容の権限を他人(以下、「再ユーザ」という)に付与する(以下、「再利用許諾」という)こと。この場合、再利用許諾についての対価の有無を問わない。

(2) 前号の(ロ)に基づく加除変更によってユーザが作成したソフトウェア等も、新たな著作権の発生の有無を問わず、本規約の適用に関する限度において、「本システム」に含まれるものとします。この場合、ユーザが加除変更する前の本システム(IPA からダウンロードした時点の一連のファイルを指す)を、次項以下で特に「原システム」といいます。

(3) 本システムに関して IPA がユーザに付与する権限は、本項の(1)に明記する権限のみとします。

4. [再々利用許諾および再々ユーザ](1) 前項の(1)(ハ)に基づいてユーザが再ユーザに付与する権限の中に、同(ハ)の全部または一部と同一内容の権限が含まれている場合において、当該再ユーザが、当該付与された権限に基づいて、同(ハ)と同一内容の権限を他人に付与する(以下、「再々利用許諾」という)場合(この場合、当該“他人”を以下で「再々ユーザ」という)、当該再々利用許諾の範囲内で「同(ハ)が定める法的関係と同一内容の関係(本規約の再利用許諾への準用による法的関係を含む)が再ユーザと再々ユーザとの間に成立することとなるように、ユーザは再利用許諾に当たって適切な法的措置を講じるものとします。なお、同様にして再々ユーザが更に他人に権限を付与する場合も同様の取扱いとし、以降も同様とします。

(2) 再々ユーザおよび前号なお書きに基づいてそれ以降更に権限を付与されるすべての者は、本規約の適用に関する限度において「再ユーザ」に含まれるものとし、再々利用許諾および前号なお書きに基づいてそれ以降更に権限を他人に付与するすべての行為は、本規約の適用に関する限度において「再利用許諾」に含まれるものとします。但し、文脈の合理的解釈により別異に解すべき場合を除きます。

5. [許諾条件]第3項に基づく権限の付与は、本規約の他の項が定める条件の他、以下の各号の遵守を条件とします。

(1) 特別ライセンスソフトウェアは、第3項の(1)(ロ)に関わらず、理由・目的の如何を問わず、本システムから分離して利用(再利用許諾を含む。以下同様)してはならないものとします。

- (2) 原システムに付された iCD ロゴ⁷、著作権表示その他の権利表示等は、理由・目的の如何を問わず、削除・被覆等せず容易に視認できる態様で原状のまま表示するものとします。
- (3) ユーザは、第3項の(1)(ロ)に基づいて自らが加除変更した後の本システムを、同項の(1)(ハ)に基づいて再ユーザに再利用許諾する場合、予め「再利用許諾する本システムが原システムとは異なり、よって IPA がこれに何ら関知しない」旨、および IPA が原システムを提供する WEB サイトの URL を、再ユーザに告知するとともに、最新情報を再ユーザ自身が IPA から取得するよう指導するものとします。
- (4) 第3項の(1)(ハ)に基づく再利用許諾は、ユーザが自己の名において、自己の計算と全責任の下で行うものとします。また、本システムに関する再ユーザのすべての行為は、IPA に対する関係においてユーザ自身の行為とみなします。再ユーザの当該行為に起因するすべての結果(他人に生じたすべての損害を含む)に対して負うべき本規約上及び法的原因の如何を問わずその他のすべての法的責任は、IPA に対する関係においてユーザ自身が負担しこれを履践するものとします。なお、本(4)は再利用許諾への準用はなく、また前項の(2)の但し書きの適用がないことを特に確認します。
- (5) ユーザは、IPA 所定の再ユーザ管理台帳に従って再ユーザのリストを作成するとともに、本システムの利用状況や利用傾向の把握その他合理的理由により IPA から要求ある場合は遅滞なく、当該リストの提出・アンケートへの回答等について IPA に協力するものとします。
- (6) ユーザが、本システムを利用した自己または再ユーザ等のビジネスその他の活動を対外的に告知する際に自己の WEB サイト等(媒体の配付等がある場合はパッケージデザイン等を含む)の確認しやすい箇所に、iCD ロゴを必ず表示するものとします。そのほか、iCD ロゴの使用に当たっては、本項の(2)に従うほか、iCD オフィシャルサイト記載の注意事項等に従ってください。
- (7) その他、IPA が合理的理由により随時定める条件等を遵守するものとします。
6. [禁止事項]第3項に基づく権限の付与にあたり、本規約の他の項が禁止する行為の他、以下の各号に該当し、またはその恐れのある行為を禁止します。
- (1) iCD の利活用以外の目的で、本システムを利用する行為。
- (2) 原システムの全部または一部を、IPA 以外の者が提供するシステムであると誤認・混同させ、または第3項の(1)(ロ)に基づいて自らが加除変更した後の本システムを、IPA が提供するシステムであると誤認・混同させる行為。
- (3) IPA または第三者の権利・信用・名誉その他正当な法的利益を侵害または毀損し、またはその業務の円滑な遂行等を妨害する行為。
- (4) 法令や公序良俗に違反し、または健全な社会秩序を乱す行為。
- (5) その他、IPA が合理的理由により随時定める行為。
7. [利用結果の評価等]本システムの利用によって得た情報の評価と利活用は、ユーザが自己の責任で行うものとします。

⁷iCD オフィシャルサイトで iCD ロゴを定めます。次はその一例です。



8. [責任](1) 本規約が定める利用許諾は as-is-base の許諾（原システム提供時の内容・状態のままでの利用許諾を意味します）であり、IPA は、本システムの機能・性能・プログラムコード等について、その無瑕疵・無誤謬等を一切保証せず、本システムの利用または動作不良等に起因するすべての結果に対して、過失の有無を問わず、また法的原因の如何を問わず、一切の責任を負いません。
- (2) 本システムの利用または動作不良等に起因して再ユーザに生じ得るすべての結果に対して IPA が、その過失の有無を問わず、また法的原因の如何を問わず、一切の責任を負わないことを実効的に担保するため、ユーザは、再利用許諾に当たって、右記載の趣旨を実現するための適切な法的措置を講じるものとします。
9. [解約等](1) ユーザが次のいずれかに該当する場合、IPA は、本規約に基づく契約を解約（事情により予告なく解約）する場合があります。
- (イ) 不実、不正確な内容で利用申請が行われたことが判明した場合。
- (ロ) 本規約に違反する場合。
- (ハ) 背信的言動がある場合。
- (2) 本システムの利用を希望する者が不実、不正確な内容で利用申請を行った場合、IPA は、当該申請を承諾しない場合があります。
10. [改訂、終了等](1) IPA は、本規約または本システムの全部または一部の内容を、業務都合或いは必要に応じて、またマスターデータについては頻繁に、予告なく改訂することがあります。本規約の改訂の場合、改訂後の利用規約は、ユーザごとに、改訂の後に初めて本システムを利用した時点から自動的に適用されるものとします。
- (2) 本項の(1)に基づいて本システムの全部または一部が改訂された場合、最新のマスターデータその他改訂後の最新版の内容確認およびその採否等は、ユーザが自己の責任において、随時自由に選択し履践するものとします(*3)。
- (*3) 最新版は、前文記載の iCD オフィシャルサイト(<https://icd.ipa.go.jp>)で入手できます。
- (3) IPA は、諸事情により、予告なく本システムの提供を一時中断または終了する場合があります。その場合、本規約に基づく本システムの利用許諾の存廃等は、IPA が定めるところに従うものとします。
11. [その他](1) 第 4 項の(1)の定めに基づく本規約中の或る項号の再利用許諾への準用に際しては、内容に則して、「ユーザ」を「再ユーザ」に、「再ユーザ」を「再々ユーザ」に、「再利用許諾」を「再々利用許諾」に、各々読み替えるものとします。
- (2) IPA は、本システムに関するお問い合わせ等に対して何も対応できませんので、予めご承知おきください。
- (3) 本規約は日本語版を正文とし、その解釈は日本国の法律に準拠し、本規約に関するすべての法的紛争については東京地方裁判所を唯一の第一審合意管轄裁判所と定めます。

以上

(改訂履歴)

2017.1.23 制定

2017.8.7 「研修・資格マスタ」を「研修・書籍・資格マスタ」に変更

2018.5.31 第 10 項の記載を一部変更